

「神話のふるさと県民大学」開催業務委託企画提案競技実施要領

令和2年4月13日
国民文化祭・障害者芸術文化祭課
記紀編さん記念事業推進室

1 業務の目的

記紀編さん1300年記念事業では、本県ならではの神話、伝承や神楽などの文化資源について、県民自らが「語り部」となって、家庭、地域や職場、そして県外において発信できる「県民総語り部化」や神楽などの文化資源の磨き上げによる次世代への継承等に取り組んでいる。

こうした文化資源について、県民の知る機会、県民が触れる機会を積極的に創出し、次世代へと語り継ぐ基盤づくりのため、県民向けのリレー講座や日本書紀シンポジウム、小学校等における出前授業などで構成する「神話のふるさと県民大学」を開催するものである。

2 業務の名称 「神話のふるさと県民大学」開催業務

3 業務の内容 別添（「神話のふるさと県民大学」開催業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

5 委託料の上限額 3,965,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払 委託業務完了後の精算払とする

7 委託契約書 別添（業務委託契約書）のとおり

8 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (6) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

10 企画提案競技実施の告知方法 県庁ホームページにより告知

11 スケジュール

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 事前説明会 | 令和2年4月16日(木) |
| ② 質問受付締切 | 令和2年4月20日(月) |
| ③ 企画書等提出期限 | 令和2年4月28日(火) |
| ④ 結果通知 | 令和2年5月8日(金)頃 |
| ⑤ 委託契約締結予定日 | 令和2年5月15日(金)頃 |

12 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催(説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。)

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ① 日 時 | 令和2年4月16日(木) 午後2時から(1時間程度) |
| ② 場 所 | 県庁附属棟3階306号室 |
| ③ 参加申込 | 事前説明会参加申込書(別紙1)をファックスにて提出すること。 |

(2) 質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書(別紙2)によりファックス又は電子メールで令和2年4月20日(月)午後5時まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、質問への回答は、軽微なものを除き、一括して取りまとめの上、事前説明会全参加者に書面(電子メール)にて連絡する。

(3) 「企画提案書」の提出

- | | |
|---|---|
| ① | 提案は各社1案とする。 |
| ② | 提出物 |
| ア | 企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3)【原本1部、コピー8部】 |
| | ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。 |
| | ・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。 |
| イ | 会社概要(既存のもの)【2部】 |
| ウ | 見積書(様式任意)【原本1部、コピー8部】 |
| | ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。 |
| | ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。) |
| エ | 企画提案競技の参加に関する誓約事項(別紙3) |
| ※ | コピーは、提案者を判読できる記載やロゴ等は隠してコピーすること。 |
| ※ | <u>提出物は、レール式クリアフォルダーなどを使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めの簡易なものとする。</u> |
| ③ | 提出期限・提出先・提出方法 |
| ア | 提出期限 令和2年4月28日(火)午後5時まで(必着) |
| イ | 提出先 国民文化祭・障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室 |
| ウ | 提出方法 持参 |

13 審査方法・基準

(1) 審査方法

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書について審査を行い、最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。

(2) 審査基準

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか |
|---|--------------------------|

- イ 企画提案内容が記紀への関心を高める魅力的な提案であるか
- ウ 多くの受講者が集まる内容であるか
- エ 効果的な広報の展開ができる提案であるか
- オ 当該業務を遂行できる業務受託体制であるか
- カ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

15 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

16 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。
- (4) 見積額については県と選定された提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

17 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁附属棟2階）
担 当	宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課 記紀編さん記念事業推進室
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-26-7414
電子メール	kikihensan@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県記紀編さん記念事業推進室 行き

(FAX : 0985 - 26 - 7414)

**「神話のふるさと県民大学」開催業務委託
企画提案競技 事前説明会 参加申込書**

会社名		
担当者名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
参加人数		

※事前説明会

- ・日時 令和2年4月16日(木)午後2時から
- ・場所 県庁附属棟3階306号室

宮崎県記紀編さん記念事業推進室 行き

(FAX : 0985-26-7414 E-mail : kikihensan@pref.miyazaki.lg.jp)

**「神話のふるさと県民大学」開催業務委託
企画提案競技 質問書**

会社名 (担当者名)	

※ 受付期限 令和2年4月20日(月)午後5時まで

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (6) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

住 所

氏 名